

# 台湾旅行会社招請事業 仕様書

## 1 委託業務名

台湾旅行会社招請事業

## 2 履行期間

契約の日から令和4年(2022)年2月28日

## 3 事業目的

本事業では、栃木県国際観光推進協議会(以下、「協議会」という)が2014年度から実施している台湾観光誘客拠点機能業務委託における現地旅行会社訪問等の成果を踏まえ、本県の旅行商品造成に意欲的な旅行エージェント等を招請してファムトリップを実施するとともに、県内インバウンド関係業者との関係を構築する商談会を開催し、旅行商品の造成促進を図ることとする。

## 4 業務内容

【招請対象者】 台湾旅行会社等5社5名

【実施時期】 令和3(2021)年9月～10月

【業務内容】

### (1) 招請対象者の選定・調整・連絡

- ◆栃木県への送客実績があり、栃木県向け旅行商品造成に意欲的な旅行会社等を5社5名選定すること。
- ◆協議会が実施する台湾観光誘客拠点機能業務の受託者である台陽廣告有限公司と連携して、被招請者を選定すること。
- ◆旅行会社の選定については、特に以下の点について留意すること。
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響により台湾からの訪日が困難であるため、在日旅行会社等(台湾に本社のある旅行会社の日本支所や、台湾向けランドオペレーター等)の手配を行うこと。
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限解除後に、ツアー造成の可能性が高い旅行会社等について、実績等を確認できる資料を示した上で、選定理由をそれぞれ具体的に説明し、協議会の了承を得ること。
  - ・被招請者は、日本語を解し、ツアーを企画・造成できる責任者とする。

### (2) 招請コースの企画・調整・手配・運営

- ◆全行程は4泊5日とすること。
- ◆提案した招請コース中の各視察施設・スポット等について選定理由を具体的に説明すること。特に、新型コロナウイルス感染症の影響による訪日旅行者のニーズの変化を考慮したコースとすること。
- ◆基本行程は次のとおりとする。

月 日	地 域	行 動 内 容
1 日目	東京都 栃木県	AM 東京 昼 栃木着 PM 視察

2日目	栃木県	終日	視察
3日目	栃木県	終日	視察
4日目	栃木県	AM PM	視察 商談会
5日目	栃木県 東京都	AM PM	視察 栃木発 東京着

(3) 被招請者に対する交通の手配、調整等

【日本国内の交通の手配・調整】

- ◆東京から栃木県までの交通の手配を行うこと。
- ◆栃木県内の移動については、専用車を手配すること。

(4) 全行程の宿泊・食事の手配、調整

- ◆宿泊施設は、1室1名とし、原則としてインターネット環境が整備された施設とすること。
- ◆宿泊・食事の手配を要する者・・・被招請者5名
- ◆軽飲食・入場料等の手配を要する者・・・被招請者5名、協議会同行者2名

(5) 商談会の開催、会場の手配、参加者募集の実施

- ◆次のとおり商談会を実施すること。

日 時：招請期間4日目のPM

会 場：宇都宮市内

- ◆県内事業者の参加者募集・調整を行い、10社以上の参加を目指すこと。
- ◆当日の受付や司会進行を含めた運営を実施すること。
- ◆新型コロナウイルス感染症対策を十分に実施すること。

(6) 添乗員の手配

- ◆全行程における招請者の引率のために、添乗員を1名手配し、その実施につき滞りのない運営ができる体制を構築すること。
- ◆添乗員は行程中、視察する施設等との必要な調整を行うこと。
- ◆添乗員の交通費、宿泊費（朝食・夕食込み）。施設体験料、昼食費及び軽食費は委託料に含むものとする。

(7) アンケートの作成・配布・実施・回収（督促を含む）・集計・分析及び翻訳

- ◆作成するアンケートについては、協議会と協議し、事前に内容の確認を受けることとし、今後の台湾誘客に向けた検討材料となるものとする。
- ◆招請事業実施後速やかに回収・集計・分析及び翻訳を行うこと。
- ◆結果については、効果測定書に記載すること。
- ◆想定するアンケート項目を企画提案書に記載すること。

【留意事項】

- (1) 事業において、運営、管理、庶務を行うこと。
- (2) 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- (3) 協議会との連絡調整等を密に行うこと。
- (4) 本事業は、協議会と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度、協議会と協議の上、その指示に従い作業を進めるこ

と。また、協議会は、作業期間中いつでも、その作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求められるものとする。なお、本仕様にて定めのない事項については、その都度協議会と協議の上、対応するものとする。

- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (6) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (7) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (8) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、受託者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症における社会情勢を考慮した仕様変更については、可能な限り協議会の要望に対応すること。

## 5 企画提案書に盛り込む内容

- (1) 企画提案者の概要
  - (2) 企画提案内容（仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案）
  - (3) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール
  - (4) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績
  - (5) 見積額（概算及び内訳）
- ※ 記載順序は任意とする。

## 6 成果物の作成

- (1) 効果測定の実施

事業実施後に、被招請者に対して、旅行商品の造成・送客状況等に関する事後調査を行い、その結果を報告書に記載すること。

評価指標は次のとおりとする。

- ◆ 被招請者 5社5名
- ◆ 商談会参加者（県内事業者） 10社以上
- ◆ 旅行商品造成 10件以上

- (2) 提出物

- ◆ 事業実施報告書 A4カラー冊子2部及び電子媒体1枚
- ◆ 事業効果測定書 A4カラー冊子2部及び電子媒体1枚

- (3) 提出期限等

- ◆ 提出期限 令和4（2022）年2月28日（月曜日）
  - ◆ 提出場所 栃木県国際観光推進協議会事務局（栃木県観光交流課内）
- ※ 提出物は、画像等を用いた視覚的な記録を含めるなど、分かりやすい内容とすること。

## 7 特記事項

- (1) 当委託業務に関する費用（印紙代を含む）は、受託者の負担とする。
- (2) 当委託業務に関する打ち合わせは、栃木県観光交流課内で5回を上限に、協議会が必要と認めるとき行うものとする。